

二戸労働基準監督署ニュース

1 パワハラ防止措置が義務化されます！

令和4年4月1日から、中小企業でも職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置が義務となります。

● パワーハラスメント（パワハラ）とは

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者が就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）。

● 職場におけるパワハラの防止のための措置（義務）

- ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

また、労働者が職場におけるパワハラについての相談を行ったことや、雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されます。

<お問合せ先> 厚生労働省 岩手労働局雇用環境・均等室
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
TEL019-604-3010 FAX019-652-7782

2 金属アーク溶接の法規制が強化されました。

金属アーク溶接する際に発生する溶接ヒューム（煙）に神経への毒性等のおそれがあることから、以下の対策が新たに追加されました。特に屋内で作業する場合は多くの対策を要します。

● 令和3年4月1日から義務化

- ◆ （屋内）全体換気装置等、動力による換気装置の設置
- ◆ （屋内）アーク溶接作業を行った日の水洗等による洗浄
- ◆ （常時使う場合）6か月に1回の特殊健康診断

● 令和4年3月31日までに実施

- ◆ （屋内）溶接ヒュームの濃度測定
⇒溶接ヒュームの濃度に応じた呼吸用保護具（マスク）の着用

● 令和4年4月1日から義務化

- ◆ 特定化学物質作業主任者の選任、周知

● 令和5年4月1日から義務化

- ◆ （屋内）呼吸用保護具が適切に装着されているかの確認（フィットテスト）

3 令和3年の労働災害発生状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	林業	畜産業	小売業	社会福祉 施設	全産業 合計
1～9月	25	24	9	6	9	8	10	116
10月	1	2	3	0	3	1	2	13
11月	3	1	0	1	1	1	0	7
12月	4	3	1	1	0	0	1	14
合計	33	30	13	8	13	10	13	150
前年同期	33	36	6	6	6	17	17	149
増減率	0.0%	-16.7%	116.7%	33.3%	116.7%	-41.2%	-23.5%	0.7%

全産業合計で前年同期に比べ1件（0.7%）の増加となり、過去20年で最も多かった令和2年を更に上回った結果となりました。

小売業及び社会福祉法人では令和2年に比べ減少がみられたものの、令和元年と同水準であり更なる労働災害対策が求められます。また、道路貨物運送業と畜産業では令和2年の倍以上の労働災害件数となりました。

<労働災害事例①> 畜産業

ホイールローダーから降りる際、アームを動かすペダルを誤って作動させてしまい、運転席とアームの間に挟まれたもの。通常安全バーによりアームが動かない構造であったが、安全バーの故障によりアームが動作してしまった。

（原因） 機械の故障を放置していたこと。

（対策） チェックリスト等による機械の点検を定期的に行い、故障が見つかったら速やかに修理すること。

<労働災害事例②> 畜産業、運送業、清掃業

獣舎の2階で作業していたところ、開口部の当て木が腐食していることに気付かず乗ってしまい、1階まで墜落したものの。

（原因） 腐食や経年による劣化を放置していたこと。

（対策） 相当年数の経過した建物等について、定期的に強度の確認を行うこと。開口部には当て木だけでなく安全ネット等複数の墜落防止措置を講じること。

4 新型コロナウイルスによる感染症拡大防止への協力をお願い

皆様におかれては日々対策をされていることと存じますが、重ねてお願いします。
3つの密を避けましょう！

✖換気の悪い密閉空間 ✖多数が集まる密集場所 ✖間近で会話や発声する密接場面

また、ワクチン接種やその副反応が発生した場合の療養に活用できる休暇制度を設けるなど、新型コロナワクチン接種へのご協力をお願いいたします。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131 担当：川口、田中）まで。
二戸労働基準監督署労働時間相談・支援班による個別訪問の申込みもお待ちしています。